

ソーシャルアクションにおける「裁判」の意義
 ケアとコントロールの実践的な枠組みを問い直す その(2) -

○ 大谷大学 中野 加奈子 (7103)

キーワード: ソーシャルアクション、闘争モデル、裁判

1. 研究目的

2013年から政府は段階的に最大10%の生活保護基準を引き下げた。これに対し全国29ヶ所30地裁で約1,000人の生活保護利用者が原告となり、基準引き下げは憲法違反であると政府を訴える大規模な裁判を起こしている。これを「いのちのとりで裁判」という。本研究では、これをソーシャルアクション(以下、SA)の「闘争モデル」(高良 2017:183)の一事例として取り上げる。

高良はソーシャルワークにおけるSAを「闘争モデル」と「協働モデル」に二分し、「闘争モデルのSAを、社会福祉関連法に規定される組織に属するソーシャルワーカーが被雇用者として実践することは現実的ではない」と指摘する(高良 2017:189)。しかし歴史的には朝日訴訟や旧優生保護法をめぐる訴訟などにおいてソーシャルワーク専門職の関与はあった。ただ、今日では、裁判に関与するソーシャルワーカーは多くはない。この現状を乗り越えるために、本研究では1)高良が整理したSAの二つのモデル(「闘争モデル」と「協働モデル」)(高良 2017:183)が含有する課題の整理、2)権利侵害を訴え、権利行使を主張するSAとしての裁判にソーシャルワーク専門職はどう関与できるのか、の2点について検討する。

2. 研究の視点および方法

発表者は2015年より「いのちのとりで裁判」において、原告や支援団体の組織化に関与しながら原告・支援者の組織化に着目して、本裁判のSAとしての意義について検討をしてきた。この裁判での原告のエンパワーメントの過程を整理し「闘争モデル」の意義を説明する。次に、「協働モデル」内にも「闘争モデル」のような異議申し立ては不可欠であること、及びソーシャルワーク専門職の「闘争モデル」のSAの関与のあり方を提示する。

3. 倫理的配慮

本発表は日本社会福祉学会研究倫理規程を遵守し倫理的配慮を行なっている。また、本報告に関連して開示すべきCOI関係にある企業等はない。

4. 研究結果

「いのちのとりで裁判」は全国 29 地域、30 の原告団が組織された。原告団を支援する「支援する会」が各地で組織された。2016 年には全国の「支援する会」をはじめとした SA が連帯する「いのちのとりで裁判全国アクション」が形成され、各地の裁判の進捗状況の共有、学習会企画、議員要請、原告交流集会などのアクションを展開している。強固な生活保護バッシングにより生活保護制度利用者が声を上げるのが困難な状況の中でも、この「いのちのとりで裁判」を通して原告らは同じ立場の人々や支援者と交流を深め、自分自身と、自分自身につながる多様なサービス利用者の権利を自覚し、自分たちが立ち上がることの意味を確信した。そして生活保護基準引き下げがもたらした被害の実際と制度改正の必要性を自分の言葉で語り始めている。このような原告らのエンパワーメントには彼らを支援する多くの人々の存在も不可欠であった。多くはないもののソーシャルワーク専門職が原告の日常生活の支援及び、各地の SA で役割を發揮していることが明らかになった。

5. 考察

ソーシャルワーク専門職も雇用される「労働者」である以上、雇用主である事業所や政策・政策主体との権力関係の中では脆弱な立場に置かれる。この背景には、1) 社会福祉基礎構造改革（2000）以降の社会福祉の民営化、生活困窮者自立支援法（2015）施行などにより多様なサービス供給体制が単年度委託契約となり、政府や自治体とサービス提供事業者の関係が変化した、2) ソーシャルワーク専門職の非正規化の進展、などから制度の枠を超えた社会運動と接合しにくい実態がある。また、協働モデルとしての SA において「協働」を意識化しすぎることにより異議申し立てへの躊躇いが生じてしまっているのではないか。この状況を克服するためには、①法制度の規定される組織そのものが利用者・市民の権利を守るものとして機能を發揮するための変革を指向すること、②協働モデルの中にも異議申し立てを位置付け、SA の闘争モデル・協働モデルを超えた SA のあり方を提示していく必要がある。またソーシャルワーク専門職が裁判のような闘争モデルとしての SA に関与するには、権利侵害の把握及び異議申し立ての方法の理解・習得が不可欠となる。このようなこのような理解・習得は、法律家や SA に取り組む市民団体や社会運動との接合が求められる。原告らは、政府が行った生活保護基準引き下げにより「健康で文化的な最低限度の生活の生活を営む権利」が奪われたと訴え、国家権力による権利侵害に対して異議を申し立ててきた。このような原告が訴える剥奪状況と、ソーシャルワーク専門職の雇用や労働が統制されている状況は、問題構造として類似している。こうしたことから、ソーシャルワーク専門職が関与する SA は、権利侵害への異議申し立ての必要性を念頭に、制度利用者の権利を最大化させる「民衆のソーシャルワーク (Popular Social work)」を指向し、制度利用者の権利実現だけでなく、ソーシャルワーク専門職自身の権利実現、そして市民社会における民主主義の実現や権利擁護を進めなければならない。